

国民健康保険高額療養費制度 自己負担限度額表

【70歳未満】 歴月の自己負担限度額（入院・外来・医科・歯科等それぞれの限度額）		
世帯総所得	入院 + 外来 世帯合算 ※1	4回目以降 ※2
<u>上位所得者ア</u>	252,600 円	140,100 円
賦課標準額 901 万円超	医療費が 842,000 円を超えた場合 252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1%	
<u>上位所得者イ</u>	167,400 円	93,000 円
賦課標準額 600 万円超	医療費が 558,000 円を超えた場合 167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1%	
<u>一般所得者ウ</u>	80,100 円	44,400 円
賦課標準額 210 万円超	医療費が 267,000 円を超えた場合 80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1%	
<u>一般所得者エ</u>	57,600 円	44,400 円
賦課標準額 210 万円以下		
<u>低所得者オ</u>	35,400 円	24,600 円
住民税非課税		

【70～74歳】 歴月の自己負担限度額			
世帯課税所得	外来（個人単位）	入院+外来（世帯単位）	4回目以降 ※2
<u>現役並みⅢ</u>	252,600 円	140,100 円	
所課税得 690 万円以上	医療費が 842,000 円を超えた場合 252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1%		
<u>現役並みⅡ</u>	167,400 円	93,000 円	
課税所得 380 万円以上	医療費が 558,000 円を超えた場合 167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1%		
<u>現役並みⅠ</u>	80,100 円	44,400 円	
課税所得 145 万円以上	医療費が 267,000 円を超えた場合 80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1%		
<u>一般</u>	18,000 円 ※8月～翌年7月の 年間限度額 144,000 円	57,600 円	44,400 円
課税所得 145 万円未満			
<u>低所得者Ⅱ</u>	8,000 円	24,600 円	24,600 円
住民税非課税			
<u>低所得者Ⅰ</u>	8,000 円	15,000 円	15,000 円
住民税非課税 控除後所得 0 円			

※1 世帯合算は医療機関で 21,000 円以上の自己負担金に限る。（入・外・医科・歯科等別）

※2 過去 1 年間に同じ世帯で高額療養費を 4 回以上受けた場合、4 回目以降の限度額。

※3 診療月の属する年の前年分（1 月から 7 月までは前々年分）の所得で判定します。

高額療養費の支給申請

医療機関等の窓口で支払った額（食費代、保険外は除く）が、歴月（月の初めから終わりまで）の自己負担限度額を超えた場合、申請により、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

500円以上の支給対象者には診療月の5ヵ月程度後を目途に申請案内を送付しておりますので、案内が届くまでお待ちください。（ご自身で計算する必要はありません）

始めて申請する方で、500円未満の支給額の方は、「世帯主の口座がわかるもの、世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの」をご用意のうえ、市役所までおこしてください。

限度額適用認定証

高額療養費制度では、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

しかし、入院・手術する場合は、多額の費用を立て替えることになるため、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。申請する方は、「世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの」をご用意のうえ、市役所までおこしてください。

※「一般」「現役並みⅢ」の方には発行されません。

※有効期間は申請月の1日から7月末までです。

※マイナ保険証で受診する場合は限度額が適用されるため、認定証は不要です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、申請をご検討ください。

標準負担額減額認定証（限度額適用認定証と一体化してます）

入院時に標準負担額減額認定証を使用すると、食事療養費の自己負担額が減額されます。入院前又は入院費のお支払い前に、「世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの」をご用意のうえ、市役所までおこしてください。

所得区分		1食あたりの標準負担額
一般（課税世帯）※下記以外の区分の方		510円
一般（課税世帯）※指定難病・子児慢性受給者の方		280円
才・低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円
	過去1年で90日を超える入院（長期入院）	180円
低所得者Ⅰ		110円

※有効期間は申請月の1日から7月末までです。

※長期入院を申請する場合は入院期間のわかる領収書・入退院証明書等を提出してください。

※長期入院は申請月の翌月から適用されます。

※認定証を申請する前の食事療養費の払い戻しは、やむを得ない理由がある場合に限りまでするので、入院の前に申請してください。